森恪の中国政策構想

満州事変前後を中心に

林 昭 平

[要約] 研究が森の中国政策の強硬的側面を強調し、否定的に捉えてきた潮流の再考を促すことになろう。また、 その背景には森自身の「大国」志向と「皇室中心の国体」という日本国家観がある。このことを踏まえるならば、これまでの先行 異なり、満蒙権益擁護を強く主張し強硬的な中国政策を展開した政友会森恪の中国政策構想並びにその位置づけを明らかにしよう とするものである。考察によれば、森の中国政策は九カ国条約への違背、列国との摩擦を回避することを基軸としたものであり、 国協調主義、中国内政不干渉主義などを基軸とする幣原外交では擁護され得ないとして、引き起こされた。本稿は、幣原外交とは ・分析することで、 満州事変は、満州における日本の権益が危機的な状況にあるにもかかわらず、ワシントン会議での合意を最大限尊重し列 幣原外交に替って日本がとり得る選択肢のひとつを探る手がかりが得られよう。 九一巻六号 森の中国政策を改めて検

史林 二〇〇八年一一月

は じ め に

喜重郎によるいわゆる幣原外交によって推し進められた。幣原による中国政策は、 九二〇年代後半から一九三一年九月の満州事変に至る期間において、 列国協調主義、 中国内政不干渉主義などを基軸とし展開された。この幣原外交のもとでは中国、 日本の中国政策は田中内閣期を除き、 ワシントン会議での合意を最大限尊重 特に満州に日本が持 外相幣原

つ権益が危機的な状況にあるにもかかわらず、その権益擁護のための適切な措置がなされていないとして、 関東軍の手に

よって満州事変が一九三一年九月に引き起こされた。

当事者たる関東軍の誕生から終焉までを論じ、鈴木隆史氏の『日本帝国主義と満州』は、日露戦争から満州国終焉までの。 益をどのように擁護しようとしていたのか、そしてその権益擁護を強く主張し満州事変を引き起こした関東軍との関 する中国政策を主張する森が、東アジアの新しい秩序たるワシントン体制をどのように評価していたのか、 の強硬的中国政策を担い、田中内閣総辞職後は浜口内閣倒閣に邁進した森恪については、 の中国政策を論じている。しかしながら、田中内閣で外務政務次官に就任、東方会議の開催、 で展開された出兵を辞さない強硬な中国政策の中心勢力に焦点をあてつつ、満州事変前後から国際連盟脱退までの政友会 論の先頭に立っていた勢力を取り上げた先行研究として、玉井清氏の「政友会の対外強硬論」がある。玉井氏は田中内閣 勢に即した政策が、求められていたのではないかと指摘しているのである。また幣原外交を論難した政友会において強硬 ショナリズムが共産主義勢力の浸透と相まって高揚する過程においては、幣原外交の基軸に固執する政策に止まらない情 ョナリズムとワシントン体制外におかれたソヴィエト要因であると述べている。つまり権益擁護という点では、 約の論理からは逸脱した中国の抵抗方式に幣原外交が有効に対処できなかったと論じ、また細谷千博氏は「ワシントン体 いう点で幣原外交に疑問を呈した先行研究としては、臼井勝美氏が『日中外交史』のなかで資本の論理、 期間を対象としながら日本による満州への帝国主義的進出を論じている。満州における日本の権益を擁護できたか否かと 『の特質と変容』のなかでワシントン会議にははじめから撹乱要因あるいは脆弱性があり、その主たるものは中国のナシ 満州事変についてはすでに数多くの研究がなされている。最近のものとして、中山隆志氏の『関東軍』は、① 「対外硬」の推進者として捉えるにとどまり、 その政策の分析にまで踏み込んではいない。幣原外交の対極に位置 中国政策における強硬論者あ 山東出兵の推進など同内閣 あるいは既得条 日本の満蒙権 満州事変の 中国のナ わり

はいかなるものであったのか、といった論点についてこれまでの先行研究では必ずしも明らかにされているとは言い難い。

104

権益擁護の考え方、国民政府に対する見方を考察することで明らかにしたい。

張作霖との間で鉄道交渉を行い、犬養毅内閣では犬養自身が主導した国民政府との秘密交渉にも関わる筈であったとされ 張していた。満州事変直前には、国民政府の対応を「国際信義も隣邦親善も何も彼等の眼中にはもはや存在していない」 ており、満蒙権益擁護論者ではあるが外交交渉を第一義的とし、圧力的行動を第二義的とする考えであったとされる。 味のあるものであろうし、問題ありと指摘するにとどまる先行研究を補完することにも繋がるものと考える。 原外交を論難していた。幣原外交に問題ありとするならば、その対極にある森の主張を考察することは、そのこと自体意 と、「フロックコートを着て馬賊に対する様な国際正義外交を日本が一方的にやつて見たところで何の効果もない」と幣 れに対し森は、田中内閣時のみならず、犬養内閣でも内閣書記官長として日中秘密交渉を支持せず、自らの中国政策を主 ともに三井物産に籍をおいて、後に政治家に転進したという似かよった経歴をもつ。山本は、首相田中義一の命を受けて、 政友会の中で積極的に満蒙権益擁護を主張した人物としては、山本条太郎があげられる。森、 そして山本は

事変前史」において、「一般にこの伝記は、森の対外硬を極端に強調しすぎている傾きがある」と述べているように、® て、森の中国政策論とその構造を満州事変前後の出来事を取り上げ九カ国条約、国際連盟に対する考え方、 て内政・外政にわたり詳述しており、これまでの多くの研究もこの『森恪』を引用している。しかし、関寛治氏が「満州 われる。そこで、本稿は『森恪』で引用された森自身の発言、草稿に加えて議会、新聞・雑誌などの発言などにも留意し 浦氏は森を東アジアにおける新しい国際秩序を定めたワシントン会議に対する挑戦者という位置づけとしているように思 森を取り上げた研究については、『森恪』を著した山浦貫一氏が生い立ちから、事業家を経て政治家になる時期を含め 満州における 山

に滞在した。そして自らが興した事業を展開する中で政治的権勢を用いる必要があると判断して、一九一八年、政友会に 森は一九〇二年、一九歳の時、三井物産の修業生として上海にわたる。一九〇四年、正社員となり、その後中国大陸各地

本論に入る前に、森が政治の世界に入る前に示した考え方、そして政治家としての経歴について簡単に触れておきたい

業生になった森の経歴は、学校出身者への対抗意識、そして自らの主張に固執する面を強めたものと思われる。森は政友 きないとみなしていた。また、高等商業学校の入試に一度ならず失敗して実業の世界に早く入る決心をして三井物産の修 述べている。つまり自らを中国事情に精通した者とみなして「力」を背景とした方策でなければ国際的政治問題に対処で らは「一個の見解を世に呈する資格を有するものと自信する」と中国通としての自負をみせている。国際政治問題につい 物に対して基礎的の知識なき外交や通商の権威なきは当然」と日本の外交、通商政策を的外れとみなしている。一方、 実体に触れ、或は複雑なる内治行政の真相を論じたものを見ない」と日本の実態把握不足を指摘し、更に「その国の自然 入党した。この長期にわたる中国での体験を基に、 「問題は実力である。備へあるの如何である。(中略) 実力と備へあることは国際問題の最後の勝利を意味する」と 中国問題について次のような認識を残している。「支那実状、 官制 0

中山隆志 鈴木隆史 | 日本帝国主義と満州一九〇〇~一九四五』 (塙書房一九 「関東軍」(講談社二〇〇〇年 7 社一九六〇年) 二九頁

に就任する。しかしその直後の一九三二年七月に病に臥し、一二月には五○歳という若さで病死した。

の外務政務次官に就任し、その後、政友会幹事長、政友会総務を歴任する。そして一九三一年、犬養内閣の内閣書記官長

会入党後間もない一九二〇年の原敬内閣時に初当選をはたし、一九二三年には政友会院内幹事、

一九二七年には田中内閣

臼井勝美 『日中外交史――北伐の時代』 (塙新書一九七一年) 二〇

(3)

4 O~二〇三百 細谷千博「ワシントン体制の特質と変容」 (細谷千博・斉藤真編

草書房一九九六年 玉井清一政友会の対外強硬論」(中村勝範編「満州事変の衝撃」勁

犬養健「山本条太郎と犬養毅・森恪」(『新文明』第十巻七号新文明

「ワシントン体制と日米関係」東京大学出版会一九七八年)三~六頁 9 (10) 社一九六三年) 註四五七頁

森恪の稿「急迫せる満蒙の現状」(『経済往来』一九三一年一〇月

8 号) 九〇頁 学会太平洋戦争原因研究部編 関寛治「満州事変前史 (一九二七年~一九三一年)」(日本国際政治 「太平洋戦争への道」第一巻、

年) 九五七頁 森恪の稿「支那人の特性」(山浦貫一編『森恪』原書房一九八二

同右九五〇百

(1) 森恪の稿「支那雑感」(同右『森恪』)九七九頁

第四章で改めて言及する。

森が浜口内閣の倒閣運動を展開した時期、

言い換えると内閣が満州問題を一時棚上げしている間に、

第 ロンドン海軍軍縮条約

題を一時棚上げにして、財政整理の観点から軍事費の節約を講じるべくロンドン海軍軍縮会議に臨み、 会議は孤立した事象ではなく、ある程度は中国問題や移民問題とも連動して」いると論じている。ただし山浦氏は、② 浦貫一氏は、 二日には調印にこぎつけた。この軍縮条約の批准手続きをめぐって森は、海軍の国防・用兵に責任を持つ軍令部の意向を 中国政策において重要な意味合いをもつ満蒙権益擁護論と関連づけながら森のロンドン軍縮条約への態度、考え方を再考 では論及していない。またこれまでの先行研究でも中国政策との関連性にまで言及してはいない。そこで、本稿は、 倒閣運動について詳述している半面、 まったこの倒閣運動は、一九三一年二月の幣原首相代理失言問題まで執拗に続けられた。ここにかかわった森の態度を山 無視して浜口内閣が全権に対して回訓案を発進したとの主張を展開、 九二九年七月に政友会田中内閣の後を受けて成立した民政党浜口雄幸内閣は、中国との間で懸案事項であった満州問 「単純なる倒閣熱」ではなく「大陸政策の危機を防ぐ」ためと述べている。また、服部龍二氏は「ロンドン 浜口内閣の中国政策に対する認識そして如何なる点を問題視したのかという点にま 倒閣の中心的役割を演じた。統帥権干犯問題にはじ 一九三〇年四月二

ではないという強硬策を主張し、 擁護のためには兵力の使用も辞さないとの考えをもっていたことによる。この満蒙権益に関わる認識の相違については、 かかる主張を展開するのは、 森は田中内閣において外務政務次官に就任し、 森が浜口内閣の幣原外相との間で満蒙権益に関して根本的に異なる認識をもち、 田中内閣の積極外交の推進役であった。一九二九年四月になるとその職を辞している。 満州における日本の権益を擁護するためには兵力の使用も躊躇するべき しかも権益

森をはじめとして

内政問題とみなす考えであった。こうした幣原外相の対応は、権益侵害を招くものであり満州情勢を危機的なものにする うる港湾整備、ひいては満州における日本の権益の根幹をゆるがす危機が現実化しようとしていたのである。こうした情 であった。要するに、田中内閣時に恐れられた共産主義勢力の満州への波及、そして満鉄にとって大きな不利益ともなり 強硬策を含めた対応をするべしとの主張が強まっていた。満州では、一九三〇年四月と一〇月には間島で共産主義勢力に 内閣当時外務省亜細亜局長)を起用し、満鉄と東三省との交渉に当らせた。しかしながら、この鉄道交渉は進展をみせず、 て居るといふことを以て、此のロンドン条約が国防を危うくするものでないといふことは明か」と発言し、それに対して であった。これにより倒閣運動は終息するかにみえたが、翌年二月、帝国議会委員会で幣原首相代理は、「御批准になつ は「御批准然るべき」と奉答することを決定し、政友会臨時大会をして「笑止といふも愚かなり」と新聞報道される始末 とみるや政友会臨時大会を奉答前日の九月一六日に設定して倒閣運動を盛り上げた。ところが予想に反して枢密院審査会 上げることで浜口内閣を追及、それに失敗した後も、枢密院審査会におけるロンドン条約審議過程で浜口内閣が行き詰る として、森は次のように倒閣運動を執拗に続けたのである。一九三○年四月の第五十八特別議会で統帥権干犯問題を取り 幣原外相は満鉄包囲網になりかねない中国の鉄道計画についても、満鉄の経営に脅威を与えるような敷設計画でない限り 一一月の視察報告は、中国の共産主義化は不可能に近いというもので、従来の政策に修正を促すものではなかった。またの 勢にあって、幣原外相は一九三〇年八月に桑原参事官らを中国に派遣、共産主義勢力の動向を調査させた。しかしながら、 い貿易ルートの登場を意味し、いわゆる満鉄包囲網計画の一部をなすもので、南満州鉄道にとって大きな脅威となるもの ることとなった。この港湾整備は、満鉄線・大連港を使用する輸送・貿易経路に代って中国鉄道・葫蘆島を経由する新し よるとみられる暴動が起こり、五月には中国鉄道による物資輸送・貿易に不可欠な港湾整備が、葫蘆島において着工され 満州権益を擁護すべきと強く主張する勢力からみれば、由々しき事態とみなすほど満州情勢は緊迫化したものになってい ロンドン軍縮条約問題が一応の落着きをみせた後の一九三〇年八月、浜口内閣は、満鉄理事に木村鋭市(第一次若椒

森の「取消せ」発言を機に倒閣の動きが再燃した。ただし、この動きも政友会総裁犬養毅が収拾に乗り出し、結局のとこ ろ森の倒閣運動はことごとく失敗に終わることとなった。

鮮人農民の用水路工事を巡って衝突事件が起きる。そしてついに九月一八日柳條溝事件(満州事変)が勃発したのである。 後、一九三一年六月に陸軍参謀本部中村大尉が兵要地誌調査中に射殺されるという事件が、七月には万宝山に入植した朝 陣せしめ、政友会内閣の手で中国政策を刷新して満蒙権益を擁護しようとしたのである。その倒閣運動が失敗に終わった このように、満州情勢が一段と緊迫化していくなかで満蒙権益は危機的状態となっているとして、森は、浜口内閣を退

- 前掲『森恪』六七一頁
- 九、六一頁 国大使の眼差し――」(『史学雑誌』第一一二篇第七号二〇〇三年)五国大使の眼差し――」(『史学雑誌』第一一二篇第七号二〇〇三年)五
- 包囲鉄道網計画」」「史学雑誌」八六巻八号一九七七年五八頁)ならないとみなされていた(尾形洋一「東北交通委員会と所謂「満鉾ならないとみなされていた(尾形洋一「東北交通委員会と所謂「満鉾
- ④ 臼井勝美『満州事変――戦争と外交』(中央公論社一九七四年)九
- ⑤ 幣原平和財団編『幣原喜重郎』(幣原平和財団一九五五年)四六一
- ⑥ 【東京朝日新聞】一九三〇年九月一八日
- ② 『政友』三六六号一九三一年三月五四頁、なお引用文は旧漢字を概

第二章 満州 事変

は満州事変勃発当時の森発言などを通して、森と関東軍との関連性、そして森と関東軍がそれぞれ列国あるいは九カ国条 前においては、 関東州の防衛と南満州鉄道の警備の任を担う関東軍は、満州問題について軍事的側面の研究を行っていたが、満州事変 森と同様、 権益擁護のためには軍事的行動も排除しないとの考えを持ち、 満州事変を引き起こした。

一)满鲜視爽

森が関東軍による満州事変を事前に承知していただけでなく、そのような行為によって満州政策転換の契機とする考えで ただ東亜の歴史を百八十度転換させる必要に基いた話しであつたろうと想像するのみ」とも記している。これらの記述は、 かるべき森の重大行動であった」と、また「出発前には陸軍方面と十分な打合せが遂げられた」と記している。同時に、 にわたるもので、朝鮮、奉天、ハルピン、大連、間島などを訪れた。この調査について、山浦氏は「対支国策の転換をは 士の山崎猛と東條貞を派遣し、山浦貫一氏も新聞記者として同行した。この視察は七月一六日から八月一五日と約一ヶ月 致していたことを推論させる。これらの点について、森の発言と行動の検討を通じて明らかにする。 「彼等(関東軍司令官本庄繁、参謀石原莞爾等――筆者注)と如何なる内容を語り、如何なる秘策を練つたか知る由もない。 満州情勢が一段と緊迫の度合いを増す中、政友会は満鮮地方視察に総務の森(一九三一年三月に総務に就任)、そして代議 森は満鮮地方視察の様子を八月三一日の政友会連絡会で「危殆に陥れる帝国の存立権」と題して、次のように報告して

発動に待たねばならぬと確信する」 ねばならぬ。(中略)我存立権は日々土崩瓦壊し行くのみである。この状態を挽回し日支関係を合理的位置に取戻す為には国力の 満蒙を現状の儘に推移せしむれば日本は結局満蒙から退かざるを得ない事になる。退かざらんと欲すれば即ち現状打開方策を講ぜ 居る。(中略)今日は日本が如何に協調し譲歩するも既に日支関係を合理的に展開することは不可能の状態に陥つて居る。(中略 「満蒙は日支官民の無気味なる対立、或意味に於ては事実上交戦直前の状態(中略)政治外交の指導方針は赤露の夫れを模倣して る

満州から退かないのであれば、現状を打開しなくてはならない、その打開方法とは、外交交渉では解決への道は開かれな

110 (1058)

中公司の顧問として処遇して、資金面で支援し、

方会議以来の知己であり、河本が張作霖爆殺事件の関係で一九三〇年七月に予備役となった時には、森は自らが経営する

頻繁に連絡をとっている。また一九三〇年一〇月に起こった台湾での排

ないが、 対象に満州も含まれることが確認されていたのである。そのような時期に丁度起爆剤となり得る中村大尉殺害事件が起こ 満州問題を解決してしまはねばいかぬ」との固い信念を持っていたと鈴木貞一は述べている。一方、満州事変の首謀者で® 視察の際に「「事変」の計画の延びている現地軍を激励していた」と記しており、関東軍と意見交換をしたことは間違 得る時期に到達していない」と満州事変を念頭に置いているともとれる表現をしている。また犬養健の回想は、森は満鮮 あると認識していたのである。そこには、満州問題解決に緊急性をもたらし、同時に何らかの起爆剤があれば、行動を起 武力行使すべしと考え、それを陸軍中央に意見具申していた。つまり森、そして石原は共に満州問題を解決すべき時期で ある関東軍参謀石原莞爾は、事件は満州問題解決のための端緒となりうるものであり、国際関係面でも好機であるとして のないところであろう。この視察前の六月に起きた中村大尉殺害事件直後、森は「直ぐ兵を動かせ」と主張し、「この際 い以上、「国力の発動」に待たねばならないというのである。「国力の発動」は必ずしも「武力行使」を意味するものでは されなかったとは考え難い。だが、森と石原をつなげるものは、何であったのだろうか。次に、その点に言及したい。 こすべきとさせる出来事があった。四月一四日の重光葵代理公使と王正廷外交部長との会談において、 「急迫せる満蒙の現状」の中で「具体的に何を指すか私個人としては、勿論案を有しているが、今日はまだ公表し実行し 田中内閣総辞職の原因となった張作霖爆殺事件の首謀者河本大作(満州事変時は予備役)は、後年、次のように語ってい 満州問題は武力によって解決すべしと森ほかに説き、満州事変前後には関東軍、 しかも森の視察当時この殺害事件は未解決のままであった。とすれば殺害事件の対応につき、森と石原の間で話題と 森はこの満鮮報告で満州は「事実上交戦直前の状態であるとも言へる」といい、満鮮報告直後の九月六日執筆の 満鉄、陸軍中央との間の仲介役を勤 中国の利権回収の

る時期に到達していない」とは、石原が抱懐する行動案のことである可能性が極めて高い。 唆する。即ち、森の九月六日付草稿「急迫せる満蒙の現状」にいう「勿論案を有しているが、今日はまだ公表し実行し得 がその書簡で暗示する「単独行動」案を森の視察期間中に提示した、あるいは両者の話し合いの結果であることを強く示 武力行使を念頭においているように読める。この書簡の日付八月一二日に森は視察を終えて、下関に帰着しており、石原 を尖らしむるものなることも御諒察」と。これは意見具申不採用に対して、出先機関即ち関東軍の単独行動という形での よく事に当ること肝要なること申す迄も無之礼に做はさる我等の罪大なること万々承知致居り候も出先は動もすれは神経 央の対応に不満を持つ石原は、軍事課長永田鉄山宛の書簡に次のように記している。「中央出先相互に十分了解して気持 をえないとの考えではあったものの、軍事行動に対して列国の理解を得る必要があると認識していた。そのような陸軍中 を陸軍中央にしていたのだが、それは採用されなかった。陸軍中央は排日行動が発展した場合には、軍事行動をとらざる ような満州問題解決の対策を持っていたのだろうか。既述したとおり、石原は殺害事件を契機とする武力行使の意見具申 決をめざして石原を支援したのみならず、満州問題解決を願う人達の仲介役をした、いわば、裏の実行者であった。とす 河本が森の満鮮地方視察時における石原との仲介者であったと考えられる。では、森との面談の際に、石原はどの

(二) 満州事変後の対応

それに対して関東軍は、既得権益の侵害に対する武力行使は九カ国条約に抵触するものではないと認識しながらも、もし 満州問題解決の動機とする方針を確定した。その解決とは、既得権益の完全な確保であり満州の軍事的占領ではなった。 満州事変は満鉄線路が爆破されたことをきっかけにして始まった。その爆破は関東軍の手による行為であったことが後 当時は中国側によってなされたものであるとして、陸軍中央は関東軍の軍事行動を至当なものと判断し、

日運動

(霧社事件)についての現地調査を河本に依頼していた。つまり森と知己の関係である河本は、満州問題の武力解®

とするところを次のように述べている。

ない状況にあった。森は関東軍が抱懐する九カ国条約に違背する満州占領、領土化を容認する考えであったのだろうか。 は英国が通貨切り下げを実施し、国際金本位体制の崩壊が始まるという情勢にあって、列国は国内対策を優先せざるを得 のニューヨーク株式市場での株価暴落に始まった恐慌が当初の見通しと異なり、回復の兆しを見せず、一九三一年九月に の確保にとどまらず満州占領、領土化を目的とし、戦線を拡大していった。事実、当時の世界経済は、一九二九年一〇月® 九カ国条約に抵触する行為をしたとしても、列国は積極的に刃向かわないとの見方をして、陸軍中央とは異なり既得権益

次にその点について言及したい。

うみるか」をみてみたい。そこでは「支那殊に満蒙」と満州を中国の一部であるとの認識を示した上で、「満蒙が我国の 満州においてやるのは領土を侵そうというのでもない」と発言している。この発言は満州事変を意識し、その後のことを® 生命である」と満州の重要性を強調し、「満蒙に於ける(中略)正当の条約に基く権利は蹂躙され、利益は毀損され」た のことは、武力行使を外交的に解決できる範囲に止まるものと認識していることを窺わせる、言い換えると列国が容認す 念頭においているかのものではあるが、満州領土化を目的としたものではなく武力行使の後は外交だというのである。こ ことに対して「これ等諸懸案の解決に努力することは、これ亦当然」と満州事変の正当性を主張、続けてその事変の目的 る範囲、九カ国条約に違背する行為でない範囲としていると考えられる。そこで、満州事変直後の寄稿文「満州問題をど 森は満州事変直前の座談会において、「今日以後結局日本の運命を支配するものは私は外交だと思う」といい「日本がので、

我国の貿易を繁盛ならしめ(中略)支那人が速やかに内争を止めて支那全体が平和であり、開放的であり、合理的な、内外人共平 買力である。(中略)支那人の生産力と云ふものは日本の生産事業に対する膨大な原料供給の泉源である。生産力を日支交易で助 長することに依つて、支那は更に莫大なる購買力を生み出す(中略)満蒙方面に於ける生産力は我国の産業を培ひ、その消費力は 「支那、満蒙に於ける我国の特殊権益とは如何。(中略)要するに支那に於ける我国の最大の権益は支那四億の人間の生産力と購

和に事業に安心して従事できるやうな状態になって貰ひ度いと云ふ希望以外に実は何にもない...

内外人の外人を日本人を対象としているとみることも可能であろう。しかし、少なくとも満州の領土化を念頭においてい るとは考え難い。そこで次に、一九三一年一○月一九日の政友会緊急代議士会における「東方会議の決議」と題する森総 業展開できる環境が必要だというのである。森の主張は満州事変を正当化するためのものとみることも不可能ではないし、 する原料供給源であり中国の購買力を生み出すものである、特に満州の生産力は日本の産業発展にとって不可欠なもので 満州を含めた中国の生産力と購買力は地理的に隣接する日本にしてみれば特殊権益となる、そしてその生産力は日本に対 それが生み出す購買力は日満貿易を盛んにする。これらを実現するには、中国が平和で開放的でしかも内外人が事

ず、然り而して満蒙南北を通じて均しく門戸開放機会均等の主義に依り、内外人の経済的活動を促す」 「同地方(満蒙――筆者注)の平和維持経済発展により内外人安住の地たらしむることは接壌隣邦として特に責務を感ぜざるを得

において、海軍主力艦の制限とともに東アジア特に中国に関する新秩序が話し合われ、その結果成立したものである。 擦を回避する意向であることにつながる。なぜならば、九カ国条約は一九二一年一一月からワシントンで開催された会議 九カ国条約のキーワードである「門戸開放」そして「機会均等」を強調するこの発言を考え合わせ、筆者は森が満州にお って、この条約に違背することは、米国、英国をはじめとする列国との間で緊張をもたらすものになるからである。 いて「門戸開放」そして「機会均等」の実現を目指していたものと考える。九カ国条約を念頭に置くことは、

攻した。その結果、 対する考え方を異にしていた。そのことは満州事変後の対応の違いとして現れることとなる。次に、それらの点につい 務演説をみてみたい。そこでは、「東方会議」の決議を引用、下記の点を強調している。 満州事変は日本政府の方針に相違して、 満蒙権益擁護そして行動すべき時期の判断について同様の見解をもってはいたが、九カ国条約 国際連盟理事会は一九三一年一二月一〇日に調査団の派遣を決定した。 関東軍が独断専横する形で拡大を続け、 事変処理にもたつき、内外に 錦州を爆撃し、 チチハルへ進 114

う「満蒙問題善後処理要綱」を一月二七日に策定して、関東軍主導の意向を持ち続けていた。こうした関東軍の動きを受 関東軍高級参謀板垣征四郎に呈示して、陸軍中央の意思並びに主導方針を明らかにした。森は一月一〇日に板垣と面談し、 取る方策に方針変更した。しかし、関東軍の動きに懐疑的であった陸軍中央は、「関東軍が帝国より独立して満蒙を支配の けて、森は一月一五日原田熊雄に、「関東軍をああしておいてはいかん。どうしても今の内に引締めてもらひたいたい。 政府の外交方針と対満蒙方策を伝えている。しかしながら、関東軍は、満州国の指導的役割を関東軍司令部が果たすとい® せんとするが如き新たなる企画はこれをさし控うべし」という電文を、陸軍大臣荒木貞夫から関東軍司令官本庄繁に打電 州占領策を志向していたものの、陸軍中央の受け入れるところにならず、やむなく九月二二日に満蒙独立策という実質を する「治安維持に関する事項」が挙げられ、この審議会の委員長には内閣書記官長があたるとされている。この「審議会 二月一七日に犬養首相の決裁を得て、「対満蒙実行策案審議会規定」を策定した。その規定には、対満蒙実行案の立案は うに日本政府の主導で満州問題処理がなされるべきであると考えていた森は、「対満蒙実行策案審議会」の設置を主唱し、 ルする対策として委員会設置を考えていることを窺わせる提案を、外務省亜細亜局長谷正之に対して示していた。このよ した。更に、一九三二年一月六日陸海外三省による協定案「支那問題処理方針要綱」を、荒木陸相の要請により上京中の おいて信頼を失った若槻内閣は一二月に総辞職、代って犬養内閣が成立、森は内閣書記官長に就任した。関東軍は南北満 ことと思われるが、そこでは、次のように満蒙分離、治安維持を日本が担う旨、門戸開放、 規定」にいう「処理方針及び要綱」とは、時系列からみて一月六日陸海外三省による協定案「支那問題処理方針要綱」の 「支那問題処理方針及び要綱」に基づくとされ、実行案の担当区分、そして優先順位も示されており、 関東軍はどうにもならんから、この際、陛下が御自身で出先を締められなければ」と語っている。更に「伊東巳 - 平沼あたりを委員にして、出先をコントロールさせるより仕方がないだろう」と、関東軍をコントロ 機会均等などが記されている。 第一に森が重要視

| 満蒙は之を差当支那本部政権より分離独立せる一政権の統治支配地域とし(中略)現下に於ける満蒙の治安維持は主として帝国

善を加へ以て門戸開放機会均等の原則を維持し]。 ® 之に任し(中略)各般の施措の実行に当りては努めて国際法乃至国際条約抵触を避け(中略)満蒙に於ける経済的機構に徹底的改

意味する。森は自らを委員長とする審議会でもって、出先をコントロールすると同時に、森の満州政策のもとで満州問題 その後の展開については関東軍の目的とするところとは一線を画するものであった。森の「満州問題」処理案は、しかし を処理しようとしていたのである。このように森は満蒙権益擁護のため、満州事変という武力行使策を選択したものの、 ここに記された事項は、一九三一年一〇月一九日の政友会緊急代議士会での「東方会議の決議」と題する森総務演説中の ながら、 を反映したものとなっている。言い換えると、「支那問題処理方針要綱」に基づくとは、森の満州政策を推進することを 「満蒙を特殊地域となす満蒙分離」、「門戸解放機会均等の主義に依り、内外人の経済的活動を促す」など、森の満州政策 犬養内閣が五・一五事件で倒れ森自身も七月に病に倒れたため中断した。

(三) 対国民政府関係

特殊関係にあると主張してきた森は、国民政府との関係をどのようにみていたのだろうか。 満州事変後満蒙分離が具体的な形をなしてきたこの時期にあって、満州の主権は中国にあるとした上で、満州と日本は

子に対しては(中略)其の要望の達成を助くること寧ろ支那全体を平和に導く」と穏健勢力を支援すると。森は共産主義® は日本の国体を危うくするという基本認識を持ち、田中内閣成立前の中国視察をもとに、その勢力の浸透は中国本土のみ 困難であろうといい、「国民党中其の主義主張が共産派と反対に(中略)其の実行手段も余り矯激に亙らさる所謂穏健分 めざす国民革命軍による北伐の最中にある中国を「鞏固なる政府の成立を求むるは殆と期し得へからさること」と統一は 田中内閣成立直後の一九二七年六月末に開催された東方会議の最終日に、森は次のような発言をしている。中国統一を 満州における日本の権益に危機をもたらすものと認識していた。その認識に立って、共産主義勢力の伸張を警戒

判断があった。

うな国民政府と真剣に交渉できない、そして政府と認めていないと発言、一九二九年二月の帝国議会でも「国権の大なる® 対手国が日本帝国なりと云ふが如き暴言を到る所に於て致して居ると云ふことが、今日支那政治家の大半」と発言してい 商条約無効を通告した。このようにいわゆる革命外交を推し進める国民政府の動きに対して、森は条約破棄通告をするよ 国との間で関税条約を締結することで事実上その承認を得て、それを機に不平等条約の廃棄を宣言し、 その認識を持ち続け、 中内閣において外務政務次官に就任した森は、張作霖爆殺事件後張学良による易幟、そして国民政府による中国統一後も 茂も中国政策を転換すべきとする方向に傾く。森は、一九二九年四月、 森のこうした考え方に対して、田中首相のみならず東方会議以降、森と共に強硬な政策を主張していた外務次官吉田 その勢力と考えを異にする穏健勢力を支援することが、日本の権益擁護につながるという考えを示したのである。 田中内閣が国民政府との関係改善の方向に向かうことに反対した。国民政府は一九二八年七月に米 外務政務次官を辞し、直後政友会幹事長に就任し 日本に対しては通 田

内閣書記官長に就任した森は、中国政策を直接的に遂行する役職ではないものの、自らの中国政策を実現したい意向であ を含むことになるので、今後は事前に書記官長に断ってもらいたい」と注文をつけたところにもそうした意向は現れて だ若槻内閣は満州事変の対応につまずき一九三一年一二月に総辞職、そして政友会犬養内閣が成立した。この犬養内閣 府と交渉させた。そこには旧知の間柄である政府高官が国民政府内に残っている間に、その関係を生かすことが最善との 府との関係を改善、 る。しかしながら、犬養首相は、気心の知れた芳澤を外務大臣に任命、首相自身の抱懐する中国政策を推し進めて国民政 った。森はその役職ながら閣議に出席し、また外務大臣芳澤謙吉に対して「元老に報告するようなことは、⑪ 九二九年七月田中内閣の総辞職を受けて登場した浜口内閣でも満州問題は解決に向けて進展せず、 それを梯子に満蒙権益を擁護しようと考え、 組閣直後には秘密裏に萱野長知を中国に派遣して国民政 同内閣を引き継 政治的な意味

離れ広東政府勢力がその中心であった。また、犬養首相による秘密交渉は、在上海公使重光葵の知るところとなる。外務に分裂、一九三一年一二月に蔣介石は下野、同月の国民党第四期一中全会において穏健派と目される蔣介石勢力は要職を 省には現地での動きが伝えられ、また犬養首相と萱野長知との間で交わされた秘密電報も陸軍、そして森の知るところと さることながら、協力を得られなかった主たる要因は、陸海外三省の関係課長による協議で決定された「支那問題処理方 なる。そして外務省、陸軍、森の協力を得られない犬養の対中秘密交渉は失敗に帰した。秘密交渉という手法上の問題も しかしながら、国民政府は田中内閣当時に統一をはたしたものの、満州事変当時においては蔣介石勢力と反蔣介石勢力

本部における赤化運動ならびに反日軍閥および反日政党の覆滅を期す。 を以て主旨とす。したがって同問題に関する支那本部政権との直接交渉は、できうる限りこれを遷延するの策をとり(中略)支那 「支那本部政権の満蒙問題に対する関係については、同政権をして満蒙に対する一切の主張を自然に断念せしむるごとくしむくる 針要綱」から窺い知ることができる。そこには、次の如くの策が記されている。

とみていたのである。 勢力の影響を少なからず受けているとみられる国民政府との間では、満蒙権益擁護の観点からの満州問題解決は図れない 健派勢力を支援する、との主張と同様の考え方であり、森がその後も主張し続けたことである。森はあくまでも共産主義 し、というような共産主義勢力に対する考え方は、森が田中内閣時の東方会議において示した共産主義勢力と対峙する穏 って後に満州問題についての交渉を行いたいというものである。国民政府内における共産主義勢力の影響力低下を待つべ 要するに、国民政府との交渉は時期尚早である、共産主義勢力の衰微を待ち満蒙分離構想に沿って処理できる時期にな

前掲『森恪』六九四~六九五頁

ように述べている。「日露戦争頃は上海で非常に国の為に商社として② 森恪と懇意な関係にある鈴木貞一は、森恪と本庄繁との関係を次の

のは始まった」と。(山口利昭編『鈴木貞一氏談話速記録(上)』(日非常に親しい。(中略)本庄さんから頼まれて森恪との交友というもは破格な仕事をしているわけだ。その関係で森恪は本庄繁という人と

本近代史料研究会一九七一年)二七八~二七九頁 前掲『森恪』六九六頁

- 『政友』三七三号一九三一年一〇月五九~六〇百
- 険極まりない間島旅行に出掛ける前にピストルの弾しらべを念頭にお か」と断定し、その要因として満鮮実地調査の際の森恪の句「剣を撫 巻文芸春秋一九八八年九三、九九頁)。玉井清氏は森恪発言「国力の 使い方がされている(文芸春秋編『「文芸春秋」にみる昭和史』第一 あるいは「日本は対支政策を国力でやらずに、初め軍だけで」という 発動」を「民政党、政友会を超越した外交」を意味するものとして、 は生きて居る」高山書院一九四一年二〇三頁 いたものであろうと直接的な関係を否定している。 す間島の夜や明けやすき」がそれを暗示したものとしている(前掲 発動」を「軍事力の行使を念頭に置いてのものであったことは明ら 「政友会の対外強硬論」三九頁)。しかし、山浦貫一氏はこの句は危 満州事変直後の「満蒙と我が特殊権益座談会」において、「国力の (山浦貫一『森恪
- 7 前掲「山本条太郎と犬養毅・森恪」二九頁 「経済往来」 一九三一年一〇月一日号九一百
- (9) 8 前掲「森の満州政策の要旨」七八六百
- 前掲『関東軍』九四~九五百
- (10) 道』別巻資料編朝日新聞社一九八八年)一一〇百 石原莞爾中佐「軍事課長永田鉄山大佐へノ書簡」(『太平洋戦争への
- 重光葵『昭和の動乱』上(中央公論社一九五二年)四七頁
- (12) 七六年)二七〇~二七三頁 「河本大作大佐談」(森克己『満州事変の裏面史』図書刊行会一九
- 年) 一四七頁 平野零児『満州の陰謀者河本大作の生涯』(自由国民社一九六一
- (14) 同右九九~一〇〇頁

- 鉄山刊行会編『永田鉄山』 芙蓉 背房一九七二年、追録(二))四四二 稲葉正夫「永田鉄山と二葉会・一夕会(軍近代化の推進力)」(永田
- (17) 軍」九五百 前掲「軍事課長永田鉄山大佐ヘノ書簡」一一一頁、及び前掲【関東
- 【中央新聞】 一九三一年八月一三日
- 前掲「関東軍」一〇六頁

(19)

20

(18)

- (『現代史資料(七)』みすず書房一九六五年)一六二頁 関東軍参謀部(昭和六年七・八月ごろ)「情勢判断に関する意見」
- 21) 「満蒙と我が特殊権益座談会」(『「文芸春秋」にみる昭和史』第一 文芸春秋一九八八年)八九頁
- 同右「満蒙と我が特殊権益座談会」一〇〇百
- 州が支那の領土であると云ふことに付ては何等疑のない所」と答弁し ている(この時期、森は外務政務次官に就任していた)(『帝国議会衆 森は一九二九年二月七日の帝国議会衆議院予算委員会で「固より満
- 〇月号) 二六三頁 議院委員会議録』昭和篇八(東京大学出版会一九九〇年)五二一頁*)* 「満州問題をどうみるか」(『経済雑誌ダイヤモンド』 一九三一年一
- 『政友』三七四号一九三一年一一月四四~四五百
- 前掲『関東軍』一三八頁
- たもの。 同右『関東軍』一二七頁、一九三一年の十月事件に際して発電され
- 聞社一九六二年)一七八~一七九頁 治学会太平洋戦争原因研究部編「太平洋戦争への道」第二巻 朝日新 島田俊彦「満州事変の展開(一九三一~一九三二年)」(日本国際政
- 『中央新聞』 一九三二年一月一一日

- ⑩ 前掲 関東軍 一四五~一四六百
- ☞ 同右『西園寺公と政局』第二巻一八〇頁
- ③ アジア歴史資料センターRefコードB〇二〇三〇七〇九〇〇〇、第二画像~第史資料センターRefコードB〇二〇三〇七〇九〇〇〇、第二画像~第
- ◎ 『女文』==ニニロロトーし三-F−-トロロト=ワエエザの 前掲『太平洋戦争への道』別巻資料編―七一~一七二頁、なお引用
- 』 『政友』三七四号一九三一年一一月四四~四五頁
- ⑩ 前掲『森恪』によれば、この会議は秘密会議の形式をとった為官報師掲『森恪』によれば、この会議は秘密会議の形式をとった為官報野長、大蔵省:青木国庫課長、陸軍省:永田軍事課長、鈴木高級課員、秋月高級課員、海軍省:白島情報部長、大蔵省:黒田次官、富田理長、そして委員は外務省:白島情報部長、大蔵省:黒田次官、富田理長、そして委員は外務省:白島情報部長、大蔵省:黒田次官、富田理長、そして委員は外務省:白島情報部長、大蔵省:黒田次官、富田理長、そして委員は外務省:白島情報部長、海軍省:左今司次官、拓勝省・堀切次官、北島殖産局長という構成。(七八一頁)
- 二九年二月七日の予算委員会で「固より満州が支那の領土であると云③)前掲『帝国議会衆議院委員会議録』昭和篇八、五二一頁、森は一九

-) 左槳元英『昭和奶期付中国政策の研先――田中内閣の付商蒙政策名。 土主権の存在を尊重致すことに付ては人後に落ちない」と答弁している。
- **――』(原書房一九九二年)一三八頁 佐藤元英『昭和初期対中国政策の研究――田中内閣の対満蒙政策**
- 刊)八月二六日森恪談話「政府は現在では国民政府は認めていないへる連中と誰が真剣に折衝出来ると思ふか」、『大阪毎日新聞』(夕国際信義を無視し、非常手段に訴へて国際問題を解決しようなどと考国を信義を無視し、非常手段に訴へて国際問題を解決しようなどと考し、「大阪朝日新聞』一九二八年八月二六日森恪談話「南京政府の如く
- 九七五年)四四一頁) 社会問題資料研究会編『帝国議会誌』第一期第四巻(東洋文化社一
- 前掲「鈴木貞一氏談話速記録(上)」一三二頁
- ◎ 芳澤謙吉 『外交六十年』(中央公論社一九九〇年)一二三百
- 争への道』第二巻)二七五~二八二頁 字野重昭「中国の動向(一九二六~一九三二年)」(前掲『太平洋戦
- 😢 前掲「山本条太郎と犬養毅・森恪」二八頁
- ◎ 前掲「満州事変の展開(一九三一~一九三二年)」一七八~一七九

第三章上 海事。変

州国が独立を宣言するところまで発展した。このような事態の悪化をうけて、国際連盟理事会は二月一六日に日本に自重 に襲撃される事件が発生し、犬養内閣が二月二日には上海出兵を閣議決定するという事態となった。更に三月一日には満 満州事変は勃発後も拡大を続け、関東軍は一九三二年一月三日錦州へ進撃、上海では一月一八日に日本人僧侶が中国人 たい。

貫一氏は、連盟アピールに対する日本政府の抗議声明は内閣書記官長森の手によるものである、そして森は九カ国条約の を求めるアピールを通達、同月一九日理事会は中国側の要求を受入れて紛争問題を連盟総会に移すことを決定した。山浦の そのような判断をさせた直接的な要因があると考えられる。そこで、森の九カ国条約、国際連盟に対する考え方について 悪化する中で、九カ国条約廃棄、国際連盟脱退の意向を固めたというのである。もし森がそのような考え方をしていたと それに言外に九カ国条約破棄の意味を持つものであったとする。つまり森は、満州事変後において日本を取り巻く情勢が⑤ 国際連盟脱退を計画していたという。さらに同年五月の政友会関東大会における森の演説は、連盟脱退を暗示し、 田中内閣時の出兵にしても、 満州事変直後の対応にしても、九カ国条約を念頭においた行動をしていた森に

)国際連盟

上海事変を通して考察したい。

が行動の正当なりし事を認識して居ります」と。この演説によれば森は、錦州攻略は列国に消極的にしろ容認されている、 を関内に撤退せしめ」権益を擁護した。このような行為に対して「現に何れの外国も幣原君の恐れた様な抗議もせず、我 かったと。そしてその幣原外交と異なり犬養内閣は「躊躇なく軍を進めて、錦州を攻略し、対満政策の癌たる張学良の軍 底的に軟弱退嬰ぶりを発揮した」、その結果、「正当なる条約の下に結ばれたる帝国生命線満蒙の権益をすら維持」出来な 際連盟規約を念頭においたものと思われるが、まずは森の国際連盟像について検討し、続いて九ヶ国条約について言及し そしてその行動は「正当なもの」と認識されているというのである。「正当なもの」というのは、 原外交を次のように論難している。幣原外交は「世界協調国際正義の美名の下に列国に引きずられ、支那になめられ、 一九三二年二月の総選挙応援演説「日本外交は何処へ行く」で、森は関東軍の錦州進攻に関連づけて、浜口内閣時の幣 九カ国条約、そして国

程度容認される余地があるという認識をもち、明らかに九カ国条約・国際連盟規約に違反する行為をしない限り、列国と 通する論理や認識を有しているとみていたと思われる。そして森は、秩序維持を目的とする日本の行動に対しては、ある 維持の役割を担うと認識する森は、日本以上に国際秩序維持に関心を持つと考えられた英国などの列国は、 秩序維持、特に東アジアにおける秩序維持に必要な軍備を保有すべきとの考えをも示している。連盟理事国の日本は秩序 行するのに相応しい軍事力を持つべしとの考えを表明したものであるが、同時に国際連盟常任理事国のひとつとして国際 の間で政治的な解決の道がある筈との判断をしていたものと思われる。次に、上海出兵前後における国際連盟の動きをみ として世界の平和を保証し、強要するに必要なる程度」と述べている。この主張は後の「力」を背景にした外交政策を遂の 森は国際連盟が成立した一九二〇年末、日本の国防規模について「東洋の平和を確保し必要の場合に世界五大国の一つ ある意味で共

てみることとしたい。

には連盟と日本との関係を再考すべきとするようなものではなかったと考えられる。では、上海出兵後連盟の審議が理事 中国側に問題ありとする見方にも説得性があったからである。このような中国側の問題点に加えて、列国はそれぞれ国内 反する如き条約や協定を侵害することは勝手であり、又廃棄することも随意だと考へるに至つた」と述べているように、 うに満蒙権益を擁護する為の措置が列国によって違反とみなされるものではなかったことを示している。そこには、宮田 に際しての内大臣牧野信顕の発言「満州問題の解決は予想外の好調に進み」にもみられるところであり、森が主張するよ® 上海出兵前までは九カ国条約違反あるいは経済制裁を加えるというものではなかった。そのことは、二月二日の上海出兵 の経済問題に没頭せざるを得ない事情を抱えていた。従って、森にとって上海出兵前における状況は、少なくとも表面的 たし、また英国の極東通ブラントが「彼等(国民政府——筆者注)自らの解釈による「人種平等」及び「主権」の観念と相 昌明氏が論じているように中国の政治的情勢は混乱状態にあり、日本の行為を容認せざるを得ないとの論理も存在してい 国民政府の提訴を受けた連盟理事国の態度は、中心的な地位を占める英国が日本に同情的なものであったこともあって、 の森の考え方に大きなダメージを与えるものであったと考えられる。

こうしたなか、一九三二年四月三〇日の国際連盟臨時総会において、

連盟規約第一五条

(紛争解決手続)の上海事変

会から総会に移された時期以後における連盟内での日本の立場、位置づけは、どうだったのだろうか。

日本に同情的な英国を中心とする連盟理事会に対して、中国は世界の世論に訴えるべく一九三二年二月一二日、

盟十二国理事通牒を発することを決定した。この通牒を受けた犬養内閣は、「本申入れは必要なき方面に向て為されたる⑫ アジア情勢に明るくない小国の勢力増大が連盟内における日本の立場を苦しいものにさせていたことを、如実に物語って は以ての外」と語っている。また、犬養内閣が連盟に提出した抗議文に添付された声明文にも「日本は自国が遠隔のい 張を斟酌する余地を持ち合わせず、連盟内における日本の立場は悪くなる方向に向かっていた。こうした連盟内情勢につ 用を求める意向が強く英国などの対応に批判的であった。また、連盟内での影響力を増す小国は、 された理事会の日本に対する対応は自国の防衛を考える上で好ましいものではないという観点から、連盟規約の適切な適 ことを決定する。これにより審議は理事会から総会に移されることとなったが、総会ではそれまで指導的役割を果たして 嫌あり」と抗議した。そして上海事変がさらに深刻化するなかで二月二九日、理事会は三月三日に総会を開催し審議する。 上海問題を連盟総会で審議するよう要求した。理事会は、審議を総会に移すことに替えて、一六日に日本に対して国際連 れの国よりも当然かつ必然に遥に良く事実を了解し得る地位にあるを信ずる」との主張が展開されている。これらは、 いて、外務省情報部長白鳥敏夫は「認識不足のヨーロッパの小国連が集まって、日本に対してかれこれ掣肘をふるが如き きた英国などと違い東アジア情勢に必ずしも明るいとはいえない小国の影響力が増していた。小国は、 同時に、 連盟理事国として東アジアの国際秩序維持に関わる、そして列国との協議こそが問題処理の要点となると 列国とは違い日本の主 満州事変以降に示

ける小国の影響力の増大が現実の形となって現れたことを意味する。森はこの総会直後の五月八日、政友会関東大会で の適用が採択された。それは、犬養内閣の抗議文、声明書にいう日本の主張が認められなかったこと、そして連盟内にお

しては断乎これを排撃しなければならぬ」と発言している。この発言だけではその意味するところは必ずしも分明である® また翌六月の「非常時の非常手段」と題する講演でも下記のごとく「国際連盟は意味のない存在」という趣旨の発言をし とはいえないが、問題の総会直後の発言としてみると、連盟内の小国の影響力増大が念頭にあったことは明らかである。 「我々は世界列強と協力して、世界の平和に協力する方針に何等変りはない。しかし認識不足に基く不当な圧迫行動に対

の生活安定のために努力するのが、日本の天職である。」 盟ではなくして、欧州平和のための連盟である。あんなものから日本は速かに脱退して、亜細亜に帰って、亜細亜七十八億の人間 「先般、私はラヂオで、「亜細亜に還れ」といふ表題で演説をしたが、その内容は(中略)国際連盟などは、世界平和のための連 ている

持、特に東アジアにおける秩序維持に関わるという観点で存在意義をもつものなのであった。逆にいえば、そうした意義 が中国問題に関与し、その勢力の影響のもとで総会決議がなされたということを問題視し、その結果として日本にとって これら五月と六月の発言、そこに至る経緯を考え合わせると、森は国際連盟において東アジア情勢に明るくない小国勢力 は連盟に止まる意義がないと結論付けていたといえよう。森の国際連盟像は、五大国のひとつとしての日本が国際秩序維 を失った国際連盟に留まる意味はないということであった。

(II) 九カ国条約

明らかに違背する満州領土化を念頭においたものではなかった。その森が一九三二年二月の総選挙応援演説「日本外交は® 何処へ行く」の中で「九カ国条約(中略)に依って我が日本は手枷、足枷をはめられ」と発言し、六月の「非常時の非常 とを避けるギリギリのところを意識していた。また満州事変直後の対応にしても、すでに言及したとおり、 田中内閣において外務政務次官として出兵などの強硬策を推進した森ではあるが、その政策は九カ国条約に違背するこ 九カ国条約に

助氏は、

一本条約(九カ国条約

論者注)は支那が秩序ある組織的国家となる前提のもとに支那における商業上の機会均

棄しなければならぬ」と「従来の解釈と取扱」であれば破棄すべきと述べている。また一九三二年二月に国際連盟理事会 ている。 手段」と題する講演でも「九カ国条約なりが、日本に(中略)首枷、手枷、 否定せず、解釈上の問題としている。森のいう「従来の解釈と取扱」の意味するところ、そして九カ国条約適用上中国が はその要件を満たしてはいないというのが日本の認識するところであるというのである。 と断言して仕舞つた」と述べて、九カ国条約は中国を「組織ある国家」であると認めそれを前提としているのだが、 組織ある国家と認めて居た。(中略)然るに、二月二十三日の回答文に於ては、日本は、支那を組織ある国家と認めな へ送付された抗議文に添付された政府声明を引用して、「九カ国条約でも、不戦条約でも、凡ての前提条件として支那を 演内容を詳細にみると「華盛頓条約(ワシントン条約――筆者注)は従来の如き解釈と取扱ひ方をするなら、 それでは森は九カ国条約を否定する方向に転換したといえるのだろうか。森の「非常時の非常手段」と題する講 足枷を嵌めて」と条約を問題視する発言をし いずれも九カ国条約を直接的に 寧ろ之れを破 中国

上海事変勃発当時の国民政府が、外交問題に適切に対処できないほど国内的に混乱状態にあったことは、 列国

「組織ある国家」であるか否かを森は何故問題とするのか検討してみたい。

認識されていたところである。また犬養内閣のなかで森と対立関係にあったとされる芳澤外相も「現在の支那は連盟規約 な政治的統一を促進する方向で協力する」ことが会議に参加した関係国に求められていたのである。この経緯を鹿島守之の ったのである。ところが、条約成立に際しては、東アジアにおける新しい秩序を構築する必要性に鑑みて「中国の漸進的 た経緯をみてみたい。その会議開催当時中国は、「諸全権団にとって中国は独立国として諸条件を備えているようにはう 織ある国家」ではないとすれば、九カ国条約適用上いかなる問題があるのだろうか。ワシントン会議でその条約が成立し を適用するに不適」な状態であるとして「組織ある国家」としての前提条件を備えていないと見なしていた。中国が 中国は近代国家として不可欠な特性を欠いている」とみなされていた。つまり中国は「組織ある国家」ではなかの 組

125 (1073)

等を実現せむとしたもの」と述べている。また、ワシントン会議後関税会議が停滞していた頃の一九二六年八月米国マク ある国家」を前提としているが、中国については、秩序ある組織的国家になるよう列国もサポートするという条件が付さ マレー公使は、「ワシントン条約を遂行する努力を一時的に取り止める旨」を具申していた。つまり九カ国条約は 「組織

れ、いわば

「組織ある国家」とみなして成立に至ったのである。

小国などの新しい勢力の理解を得る必要性があったからであると考えられる。森は「非常時の非常手段」と題する講演で のところで言及したように、国際連盟内での列国の発言力が相対的に低下し、列国の理解を得るだけでは十分とはいえず、 は何故中国を「組織ある国家」ではないとの主張を展開したのかということである。これについては、 家」とは言えない状態であったが、列国間では中国を政治的統一に導くことを共通認識としていた。にもかかわらず、 題ありと主張したものと考えられる。だが、ここにもうひとつの疑問が生じる。九カ国条約成立時中国は も、「九カ国条約に違背しない」という基本的考え方を踏襲する意向をもっていたからこそ、森は九カ国条約の解釈に問 カ国条約適用にはなじまない状況にあったのである。つまり森は統一を成し遂げた後に再び混乱状態に陥った中国に対し 張を展開した一九三二年二月になると、再び混乱状態を呈していた。 実として「組織ある国家」と云い得る状態になったのである。ところが犬養内閣が「組織ある国家」とはいえないとの主 条約を締結し、 のとおりワシントン会議後の中国は、 立したにもかかわらず、 る中国に九カ国条約を適用しようとすることと考えられる。しかしながら、条約は中国を「組織ある国家」とみなして成 このような条約成立の経緯からすると、森の主張する「従来の解釈と取扱」とは、 条約の原則に則り対処すべきとの主張を展開したといえよう。森は九カ国条約を否定する方向に転換したというより 事実上国家として承認、 森が一九三二年に何故中国は「組織ある国家」ではないと主張したのかという疑問が残る。 軍閥間の争いが絶えない状態であったが、一九二八年七月になると米国が対中関税 翌年一二月には張学良の易幟をうけて国家統一を成し遂げた。 中国は 「組織ある国家」とは言い難い状況、 組織的国家とはみなせない状態にあ 前節 言い換えると、 |国際連盟| 一組織ある国 即ち九 周知

「九カ国条約、これを精神的に叩き破れ」と述べている。あえて、「精神的に」を強調したこの発言も九カ国条約適用上

① この上海での事件は、満州国独立にむけた準備を助けるための関東

の解釈に問題ありという意思表示だと思われる。

- 軍による工作であったとされている(前掲『関東軍』一四四頁)
 ② 国際連盟十二国理事通牒及芳澤外相返翰」外務省編『日本外交年表条約の遵守と九カ国条約の義務履行を求めている。(「上海事変に関す条約の遵守と九カ国条約の義務履行を求めている。(「上海事変に関する国際連盟一二国理事通牒及芳澤外相返翰」外務省編『日本外交年表の正当旦つ穏便なることを示すへき絶大なる責任を有し」などと表対の正当に対し其の対支関係に於て其の。
- ③ 前掲「満州事変の展開(一九三一~一九三二年)」一四四百
- ④ 前掲「森恪」七四一頁
- ⑤ 同右『森恪』七四七頁、同背引用の森恪演説は次のとおりである。 「我々は世界列強と協力して、世界の平和に協力する方針には何等変約の如き一辺の空文によつて世界の平和は確保されるものでないと信ずる。何となれば地球上、至るところ戦争の原因となるものが包まれているが、之等の原因を除去せずして徒らに平和を高唱するも何等変あの如き一辺の空文によつて世界の平和に協力する方針には何等変がのが、之等の原因を除去せずして徒らに平和を高唱するも何等得るところがないであらう。」
- ⑥ 「日本外交は何処へ行く」(同右『森恪』) 七五五~七五六頁
- ⑦ 同右【森恪】四五三頁
- 「大平洋戦争への道」第二巻)三六六~三七一頁「大平洋戦争への道」第二巻)三六六~三七一頁「大平洋戦争への道」第二巻)三六六~三七一頁
- ⑨ 黒羽清隆 【十五年戦争史序説】 (三省堂一九七九年) 六頁
- (®) 宮田昌明「満州事変と日英関係」(『史林』第八二巻三号一九九九

「東京朝日新聞」一九三一年一〇月一六日

(1)

- ⑫ 前掲「米・英・国際連盟の動向 (一九三一~一九三三年)」三七二
- ⑪ 前掲「米・英・国際連盟の動向(一九三一∼一九三三年)」三七七翰」二○一頁 報】二○一頁
- ⑤ 前掲『西園寺公と政局』第二巻二七四頁
- ⑩ 『東京朝日新聞』一九三二年二月二四日
- ⑪ 前掲『森恪』七四七頁
- 社主催「時局を語る」の会合での講演速記(同右『森恪』)二六頁⑫ 『非常時の非常手段』一九三二年六月一八日経済雑誌ダイヤモンド
- ⑩ 本稿第二章「満州事変」一一三頁
- 前掲「日本外交は何処へ行く」七五五頁
- 前掲「非常時の非常手段」一九頁
- 22 同右

21) 20

変(第二巻第二冊』六〇文書六四頁、一一一文書一一〇頁)。こうし変(第二巻第二冊』六〇文書、海州事〇日「二月十九日理事会経過大要について」『日本外交文書 満州事公と、の書で、中国が「組織ある国家」とは言えないという主旨のやり取りを国際連盟対策を協議する中で行っている、「月二日「規約第十五条適用の際の問題点について」および二月二〇日「二月十九日理事会経過大要について」組織ある国家」とは言えないという主旨のやり取りを国際連盟対策を協議する中で行っているないという主旨のやり取りを国際連盟対策を協議する中で行っている。 山浦賞一氏によれば、犬養内閣の抗議声明文は森書記官長と白鳥外の山浦賞一氏によれば、犬養内閣の抗議声明文は森書記官長と白鳥外の

◎ 前掲二月二日「規約第十五条適用の際の問題点について」六四頁

② 入江昭『極東新秩序の模索』(原告房一九六八年) 二一頁

九八八年)七五頁の日本外交一九一四~一九四五』(岩波書店の)細谷千博『両大戦間の日本外交一九一四~一九四五』(岩波書店

『日本外交史一三』鹿島平和研究所一九七一年)一四二頁、イギリス② 鹿島守之助『ワシントン会議及び移民問題』(鹿島平和研究所編②

きことは初めから判りきっていた」と。(同『ワシントン会議及び移をその政策の立脚点としたものである。(中略)その政策が失敗すべ明式の法律秩序の維持と司法行政の実行)が備わると仮定して、これの極東通ブラント見解は「ワシントン会議は以上二つの条件(現代文

民問題』注九 一四四頁)。

)前掲『極東新秩序の模索』八五頁

前掲「非常時の非常手段」二一頁

第四章 満蒙権益擁護の論理、その構造

段も辞さないとする論拠とは何かという点については、これまでの研究では必ずしも明らかにされているとは云い難いと 考えている。そこで森の満蒙権益擁護論、その構造を考察する。 だが、森が満蒙権益をどのように認識しているのか、何故その権益を重要視するのか、そして権益擁護のためには強硬手 踏み出すべきと主張した。こうした行動と主張から森は、満蒙権益擁護を強硬に主張する政治家のひとりとされている。 森は中国政策を刷新のうえ、満蒙権益を擁護すべきとして、ロンドン海軍軍縮条約問題では浜口内閣倒閣運動を執拗に 満州事変勃発前には満州情勢が一段と危機的な状況になったとの認識のもと満蒙権益擁護のため「国力の発動」に

に歴史的関係という意味では、一九三一年七月、汪兆銘政権の外交部長陳友仁と会談した際に次のように発言している。 が、無形の権益をも認め、そして満州との間には歴史的関係、地理的関係で特殊なものがあるとの認識も示している。特

帝国議会における幣原外相発言によれば、満蒙権益とは基本的に条約によって獲得したものという見方がなされている

略)清国をして此の広大なる沃地を保持せしめたる所以のものは、実に日本の武力干渉(日露戦争――筆者の注)に外ならない。 「これら権益の大部分はすべて条約に根拠を有して居るのみならず、何れも多年の意義深き歴史の所産ならざるものは無い(中

我が国民の確信する所① 平和と繁栄とを獲得した。斯くの如き東北諸省の発展が少なくとも一部分は日本の同地方に於ける企業及び投資の結果なることは 日露戦争の終結以来、 満州は建設的事業の汎有る方面に於いて驚くべて進展を示し、 支那の他地方に嘗って見ない程度の

主権は に著した「動乱中の支那視察談」で、「満州問題に就ては、支那よりも却つて日本に発言権がある」といい、一九二九年 考えは森の大きな特徴であり、 も権益擁護のためには兵力の行使を躊躇せず、そして権益侵害の恐れがあれば対処するという考えであった。このような を重視していることもあって、条約に基づく権益が侵害された場合には機宜の措置をとるという考えであった。これに対 認識を示している。しかしながら権益擁護のための対応については、幣原は、満蒙権益よりむしろ中国本土での市場価値 中国の領有下にあるのは日本が大きな犠牲を払って戦って得たものであるという経緯を背景とした特殊な関係があるとの 外務政務次官に就任した時点以降と考えるのがわかりやすい。ところが、森は外務政務次官就任前に「静謐」とは明言し のではないかということが指摘できる。ただし、この秘密了解事項の公表自体は、一九三二年一月一四日である。 森がそのように認識していた直接的な論拠は、森自身の発言などからは見い出せないものの、満州の治安維持に日本が関 のうち満州の「静謐」を重要視、その「静謐」即ち満州の治安維持に対して日本が権利を有するとの認識であった。 相にはその職責上、公表前にこの「秘密了解事項」について知り得た可能性がなくはないが、森については田中内閣 与できる根拠として「満州に関する日清条約付属協定」に「満州に関する日清秘密了解事項」があることを森が知り得た |月の帝国議会では、最重要の権益を満州の「静謐」であると答弁している。さらに一九三二年六月の講演では「満州の :(中略)支那にのみ在るのではない。その主権には、日本も参与する権利がある」としている。 特殊関係にあるという認識を共有するものの、条約よりも無形の権益と歴史的な特殊関係に重きを置き、 歴史的な観点からみて満州と日本の間には、 彼が中国政策において強硬政策を主張する大きな要因のひとつである。森は田中内閣当時 満州の発展に日本が大きく貢献してきたことや、 満蒙権益に関して あるい は満州 幣原外 時に

関わる情報を非公式ルートで入手した、あるいはそれとは別の論拠を持っていたと推定される。この非公式ルートについ てはいないものの帝国議会において治安維持を重視する趣旨の発言をしている。ということは、この「秘密了解事項」に
⑤

ての考察は別の機会に譲るとして、本稿では別の角度から森が満州を重視する論拠について考察したい。

得たれども国小にして物資欠乏」と日本にとって資源不足は大問題であるといい、その不足を補う道は「支那大陸を離れ 資源獲得を「国家」的に重要なことと考えている姿が浮かび上がる。では、 立に貢献せん為」と語ったとされている。このような森の考え方からすると、森は中国で関わった鉱山開発を中心とした の考えを抱懐するようになったとも記し、また「支那の鉄鉱石を日本に持つて来るといふことはわが日本国の製鉄事業確の をもつという関係が考えられる。しかし、森が三井物産を事実上退社する時期に「現時に於ては吾人は畢竟無用の長物で 会談している。森は三井物産からサポートを得、三井物産はその後、代議士を目指した森を通じて政界に何らかの影響力 天津など中国各地に滞在し、また元老桂太郎と三井物産益田孝の内命に基づき革命政府の孫文と「満州問題」をめぐって しては資源獲得上限界があるとの考えを抱き、一九一八年政友会に入党、一九二〇年には代議士に当選している。一九一〇 自らの手で採炭事業、 ては自給自足の独立状態、 の大戦は ると考えるようになったのだろうか。森は第一次世界大戦中に執筆されたとされる「日支経済提携論」のなかで、「今次 しようとしたとの理解は難しい。逆に自らを「国家本位」であるといい、中国の開拓には「政治的権勢」を必要とすると な位置を占めていたことを指摘している。森は政治家に転身する前に、三井物産に約一二年間勤務し、大半の期間: ⑥ 坂本雅子氏は旧財閥にとっての満州という観点に焦点を当てた論考のなかで、三井物産の事業展開にとって満州が重要 三井は到底国家本位なる吾人の自由を許さぬ王国である」と記しており、三井物産の事業展開を考慮に入れて行動 (中略) 強大国にあらざれば、今日以後国を為すの資格なきなり。(中略) 鉱山開発事業を興して資源獲得に乗り出したのである。このような動きをする中で政治的な力なく 即ち経済的に独立を保つことは出来ない」、即ち中国に求めるべしと述べている。 何ゆえに国家として資源獲得が重要課題であ 我が日本は幸に強国の範に列する事を そして森は

つまり、

北伐の過程で発生した動乱には、共産主義勢力の存在があり、

特に満州を重要視する背景には、日本が独立国として存立する上で資源の獲得が最重要課題であり、 開放付与したる鉱業権を、任意に閉鎖回収するもの」と述べ、中国での開発事業に関わる法的問題解決の必要性を訴えて『 いる。代議士となった後も、一九二六年二月の第五一回帝国議会で中国における鉱山開発問題を取り上げ、法的問題によ 八年に執筆された「鉄自給策の一大障碍」と題する論文において「鉄鋼暫行弁法は、現行鉱業条例に依りて、外国人民に って事業活動に支障を来たしているにもかかわらず十分な対応がなされていないと若槻内閣を論難している。 その課題の解決の道 森が中

を中国、とりわけ満州に求めようとする考えがあったのである。

この秩序面の問題は、中国における新しい秩序形成が議論されたワシントン会議当時においても、またそれ以降において がただならぬ事態を惹起しつつあることを指摘している。 月にわたり中国各地を視察し、その視察談「動乱中の支那視察談」の中で共産主義勢力について、次のように、その影響 も解決されるに至らなかった。その上、国民革命軍による北伐が始まった一九二六年には共産主義勢力の浸透という新た いては資源獲得問題解決の障害として法的問題だけでなく秩序面で大きな問題があると認識していたことを示してい 提携論」中の「不安定なる支那は反つて日本を毒しつゝある」との記述に着目したい。この記述は、森が当時の中国にお な不安定要因が加わることとなった。この北伐最中の一九二七年二月森は、政友会の命により山本条太郎等と共に約一ヶ 第一次世界大戦は森に資源獲得を含めた自給自足体制の確立が日本の生き残りにとって重要な課題だと認識させたとし 満州の治安維持に日本が積極的に関わるべしとの主張に直ちにつながるものとは考えにくい。そこで、「日支経済

日本人の扶植せる勢力が根底から亡ぼされつ、」 略)露国のインターナショナルと云ふXの力が過去四ケ年間加はつて大なる支那動乱となった(中略)最近二十年来揚子江沿岸に、 「見逃がすべからざる事は、支那に最近外的関係が加はつている事で、私一個の考より見れば極めて重大であると思ひます。

131 (1079)

しかも大きな役割を果たしている、そして動乱に

の波及を阻止すべきものと判断させる以外の何物でもなかったのである。というのも森にとっては、共産主義の満州への れる旨を強調しその対応策を質している。従って、共産主義勢力の影響が表面化している中国本土の状況は、森に満州 よって揚子江方面の日本の権益が危機的だというのである。共産主義は日本の国体を危うくするものとの共産主義観に立 森は中国視察前の帝国議会において幣原外相に対し共産主義勢力が中国の軍閥間の争いの背後にいる気配が感じら 日本の権益、そして日本の国体維持に危機をもたらすものである。その危機を回避するための方策は共産主義の

侵入を阻止することであり、その為には満州における治安維持が不可欠で最重要な課題であったのである。 満州における治安維持の重要性をより強く認識せざるをえない状況は、次に、どのようにして治安を維持するべきかと

の重要性について説明を受けて共鳴を示したという。 いう問題に発展する。 この力というものは非常なバックになる」。 入っておればロシアに対してもイギリスに対しても心配がない、だから、支那本土の上においても色々な政策を行なうについても 「満州を日本の国防の基地としておる限りは、北方に対しにらみを利かす(中略)ここに(満州に――筆者注)日本の力がうんと 森は中国各地を視察した際に陸軍省参謀本部鈴木貞一と面談し、対露戦を中心とした国防上の満州

権益は「日本国民の血と汗によって購った」ものであり絶対的に擁護すべきものとする意識が強く、森との間で一体感の れる。森が「動乱中の支那視察談」の中で、「支那が、 るところで共通認識が生まれていた。そして、両者の間には治安維持対策を含めた協力関係を生む下地ができたと考えら 共通認識となったのである。また、「満州重視」の理由には違いがあるものの、ともに満州の治安維持を重大関心事とす 鈴木は、森が政治家としてはめずらしく国家的な考えを持っているので陸軍の国防認識を伝達する相手として選んだと語 の」と対露対策面での満州を強調しているのは、そのことを裏付けるものであろう。特に鈴木ら陸軍中堅将校には、 っているが、国防上戦略上満州を重要と位置づける陸軍と、資源獲得上満州を重要とみなす森の間では、⑩ 露国の南下政策を十分防がざる間は、 日本は断じて満州を渡さ 「満州重視」

ようなものが醸成されてゆき、 森の「力」を背景とした対外政策のサポート役となっていったものと考えられる。

- 前掲「幣原喜重郎」四六〇頁
- 森恪「支那動乱視察談」(前掲『森恪』) 五三七百
- 3 前掲「非常時の非常手段」二二百
- (5) 4 (国書刊行会一九九五年) 六一頁 東京裁判資料刊行会編『東京裁判却下未提出弁護側資料』第二巻 『帝国議会衆議院委員会議録』第四六卷(臨川書店一九八七年)一

六○頁、森恪は議会で「二大戦争に依て得たる権利、利益、平和的事

- 碍を未然に之を防ぐと云ふ手段を常に講じなければならぬ」と発言し 業に活動すると云ふ此権利、利益と云ふものが、最も重大なるもの (中略)外務当局は常に此権利擁護の為に有らゆる手段、有らゆる隨
- 『日本ファシズムと東アジア』青木書店一九七七年 坂本雅子「三井物産と「満州」・中国市場」 (藤原彰、 野沢豊編
- 森恪書館-藤井昇三「辛亥革命時期の孫文関係資料――「満州問題」をめぐる ――」(『戦前日本の中国研究』アジア経済研究所一九八二

7

年)四~五百

- 高木陸郎宛書簡(前掲『森恪』)一八八頁
- 森栄枝夫人宛書簡(同右『森恪』)一九〇頁
- 松山小三郎氏談(同右『森恪』)二四四頁
- 「日支経済提携論」(同右『森恪』) 九五八百

(1) (10)

- (12) 前揭森栄枝夫人宛書簡
- (13) 「鉄自給策の一大障碍」(『東方時論』 一九一八年八月号) 一〇四頁
- 前掲「支那動乱視察談」五三七、 五三九頁

一六~二一七頁、及び第四六巻(臨川書店一九八七年)五四七頁

『帝国議会衆議院委員会議録』第四七卷(臨川書店一九八八年)二

(15)

(14)

- 前掲『鈴木貞一氏談話速記録(上)』六八頁
- (16)
- 同右六八、二七九頁
- 17 前掲「支那動乱視察談」五三七百
- 政治集団の対抗と提携― 伊藤隆『昭和初期政治史研究――ロンドン海軍軍縮問題をめぐる諸 —』(東京大学出版会一九六九年)二九二頁

お わ ij に

事変後に変化を見せた時期である。 避けようとするものであった。九カ国条約と国際連盟に対する森の態度に変化が現れるのは、連盟内での勢力関係が上海 退」という発言は、「解釈上・運営上の問題が解決されないならば」という条件が付されている。筆者は、この点を軽視 本稿で考察したように、満州事変後の対応についての森の考え方は田中内閣当時と同様、九カ国条約に違背することを しかも森の態度変化を象徴する「九カ国条約の破棄」、そして「国際連盟からの脱

せず逆に着目すべきと考える。そうすると、森発言の主眼は九カ国条約、そして国際連盟を否定するところにはなく、

解

擦回避という歯止めがかかっていた。それは森の中国政策において実は留意すべき特徴であり、 釈上・運営上問題ありと問題提起するところにあったといえよう。また強硬的とされる森の主張や行動には、 主張するべきは主張し、必要なら「力」も行使する、 幣原外交にはみられ 列国との摩

対応でなければ権謀術中の渦巻く国際問題に対処できない、という森の主張を確認する必要があろう。 「したたかさ」である。日本の利益の最大化を目指し、

持し満州資源の確保を目指した。また森にとっては、共産主義勢力の満州への侵入は、 況に追い込まれようとしているとみなした森は、共産主義勢力の満州への侵入を全力で阻止することによって、 中国ナショナリズムの運動が共産主義勢力の浸透に伴って激しくなる事態を、中国本土における日本の権益が危機的な状 したのである。それゆえに森は、 国において森は、 ら自給自足体制の構築、なかでも資源獲得という課題が浮上し、その獲得を大陸中国に求めようとした。ところがその 中国体験によって形成された中国通という自負心とがあいまって、森の中国政策が作られたのである。つまり大国志向 満蒙権益擁護を強く訴える森の中国政策の背景には、日本が「大国になる」、そして「大国として生き残る」という志 日本は「皇室中心の国体」であるという日本国家観がみられる。このような森の国家観と、森自身の長期にわたる 自らが起業した揚子江をはじめとする地域での資源開発事業が法制度面で困難に直面するという経験を 日本と特殊関係にある満州を中国本土よりも重要視するようになったのである。そして、 次に皇室中心の国体である日本に 秩序を維

て列国との摩擦回避を基調とする森の中国政策につながった。このような森の中国政策は広い意味で列国協調とは言えな のとみなしたのである。このことが幣原外交の九カ国条約遵守や国際協調とは違い、 識していた。この認識にもとづき森は、 ることで列国と居並ぶことが可能となった。その意味を森は、東アジアの秩序維持に列国とともにあたることであると認 「大国」の地位を得るという点では、 日本は第一次世界大戦後の国際秩序維持の役割を担う国際連盟の常任理事国とな 中国、特に満州に関わる秩序維持のための日本の行動が列国の理解を得られるも 九カ国条約に違背しないこと、そし

危機をもたらすとの危惧に繋がり、

なお一層阻止すべきものであったのである。

言は、森のそうした考えを示唆したものと思われる。その後七月に病に倒れ、 くは 題をどのような方策でもって解決しようとしたのかを示す材料を見出せてはいない。なお、 勢力関係の変化によって連盟内では通用しなくなった。そこで、 の変化は、 るのと同じ状況にあるのだから正式に承認するという行為は列国との関係を考慮して慎重に行われるべきという主旨の発 の道を求めようとしたのであろう。満州国承認問題に関して、一九三二年八月の帝国議会において、 ない のかもしれない。 森の内政構想にも影響を与えたものと思われるが、その問題については今後の研究課題としたい。 しかし、 いずれにせよ、 大国主導の国際秩序維持という森の理念は、 森は連盟の枠外において大国主導による満州問題処理 一二月に逝去したこともあって森が満州問 国際連盟内における勢力関係 上海事変後国際連盟内の 実質的に承認して

によって満州が中国本土から分離した状況となった後においても、 国民政府を承認して政策転換した後においても、 !の推し進める直接交渉を支持せず、遷延すべきと判断したのであった。 最後に国民政府に対する見方に言及しておきたい。森にとって皇室中心の国体という国家観が政治ビジョンの根幹にあ それゆえ、 国民政府内の共産主義勢力による革命外交は、その認識を更に強めるものとなった。森は一九二八年に米国が事実上 共産主義を容認し難いものとみなしていた。そして、中国本土における共産主義勢力による日本の権益侵 共産主義勢力を国民党政権から排除すべきものと主張し、 国民政府を共産主義勢力の影響下にあるとして犬養首 また満州事変

強硬的 国政策論をあらためて検討・分析することで、 その背景には森自身の日本国家観があったのである。このことを踏まえるならば、 原外交による中国政策には限界が内包されていたことを指摘する先行研究でもその限界の指摘に留まっているが、 以上を要約するならば、 |側面を強調し幣原外交と対極に位置するものとして否定的に捉えてきた潮流の再考を促すことになろう。 森の中国政策は九カ国条約への違背、 対中国政策の撹乱要因に対処する術を持ち合わせていなかった幣原外交に 列国との摩擦を回避することを基軸としたものであり、 これまでの先行研究が森の中 森の中 幣 σ

替って日本がとり得る選択肢のひとつを探る手がかりが得られよう。

1842-1914 (1925), Walker's first book about the Cape history, emphasised the "reconciliation" with the Dutch, and a Whiggish view of history. Nevertheless, he felt a crisis when the Afrikaner nationalist camp attacked the non-European franchise in the Cape and the British in the mid 1930s. W.P. Schreiner: A South African (1937), Walker's biography of the former prime minister of the colony, covered the problems of the "native franchise" and the British identity more directly.

In 1936, Walker became professor of imperial and naval history at the University of Cambridge. In 1940, he contributed the article 'The Jameson Raid' to the Cambridge Historical Journal, and tried to investigate the cause of Afrikaner nationalism in the late nineteenth and early twentieth centuries. Furthermore, his book The British Empire: Its Structure and Spirit (1943) sought to envision the role of the British Empire in the age of Pax Americana. On the other hand, he argued actively against the policy of apartheid, which began in 1948. In 1968, he settled in Durban, Natal, and died there on 23 February 1976. Even before his death, his anti-Afrikaner and Eurocentric work was criticised by Afrikaner nationalist, liberal Africanist and South African radical historians, but British liberalism never became a thing of the past out of the academic world.

Walker remained more pro-Boer and reconciliatory with the Dutch than other liberal historians. However, he confronted Afrikaner nationalism and took a leading position on the "frontier tradition" and the Jameson Raid. Furthermore, the most important problems for him were the myth of Cape liberalism and British identity. On the other hand, he did not fully develop his ideas about the British Empire in the age of Pax Americana. Nevertheless, the problem of the Empire undeniably lurked in the background whenever he told the story of South Africa, and in contrast, the South African problem was undeniably present whenever he told the story of the Empire.

The Framework of Mori Tsutomu's Foreign Policy toward China during 1929-1932

by

KOBAYASHI Shohei

Japanese foreign policy was carried out by Foreign Minister Shidehara Kijuro during the period of 1924 to 1931, except when the cabinet was headed by Tanaka Giichi (1927–1929). Shidehara's foreign policy toward China is said to have faithful-

ly followed the agreements made at the Washington Conference in 1921 and to have respected both cooperation with the powers and the principle of non-intervention in China's internal affairs. The Manchuria Incident, which broke out in September 1931, was the work of the Kantogun, who perceived that Japanese national interests in Manchuria could not be secured by the policy executed by Shidehara. Some scholars have questioned whether his policy was the best method for defending Japanese national interests in Manchuria, because the agreements of the Washington Conference contained the seeds of turmoil and were fragile, such as the fact the Soviet Union was outside the Washington system and the nationalist movement in China etc. These scholars, however, give no indication which policies should have replaced those of Shidehara.

This article focuses on Mori Tsutomu, an influential member of the Seiyukai, who advocated a hard line on China that was antithetical to Shidehara's, and clarifies the meaning of the framework of his foreign policy toward China in the period of the Manchuria Incident. In order to examine whether Mori's foreign policy could have been an alternative, I analyze Mori's conduct and remarks on the Nine Power Treaty, the League of Nations, the Chinese government, and Japanese national interests in Manchuria.

The findings of this study can be summarized as follows. (1) Mori's policy was carefully designed not to infringe on the Nine Power Treaty and to avoid friction with the powers. His policy making as such derived from his belief that adopting a hard line and taking military action to settle international problems were inevitable when pursuing national interests, but he believed relations with the powers should not be ruptured. (2) His strong emphasis on defending Japanese interests in Manchuria derived from his aspiration for Japan to become a great nation, that Japan must "become a great nation and remain a great nation." Securing natural resources in Manchuria in his view was a prerequisite to being a great nation. This emphasis on the special relationship with Manchuria was in the context of the increasing radicalization of the nationalist movement on the Chinese mainland and the worry that this might endanger Japanese interests there. From his point of view, social order and stability must be maintained in order to secure natural resources in Manchuria. (3) Japan became a council member of the League of Nations in 1920. Mori understood this to mean that Japan was responsible for preserving order in East Asia, and on the basis of this understanding, he reasoned the powers would accept Japanese military action to maintain order in Manchuria under the conditions mentioned above (1). (4) Mori viewed the Japanese state as a "nation state based on the Imperial Household," and understood the communist movement as threatening the Imperial Household. Therefore communism could

not be tolerated and the spread of communist forces into Manchuria must be prevented. This was because an intrusion into Manchuria would mean its spread into Japan. The infringement on Japanese national interests in mainland China by communist forces in early 1927 and the revolutionary foreign policy by the communism elements in Chinese nationalist government solidified his view of communism.

Considering the four points noted above, I wish to point out that this paper provides an opportunity to reassess Mori's foreign policy toward China, which most studies have regarded as antithetical to Shidehara's and have viewed negatively by stressing his hard-line stance and conduct. Further study and consideration of Mori's policy can also help us to consider what would have been a possible, alternative Japanese foreign policy to that of Shidehara.